

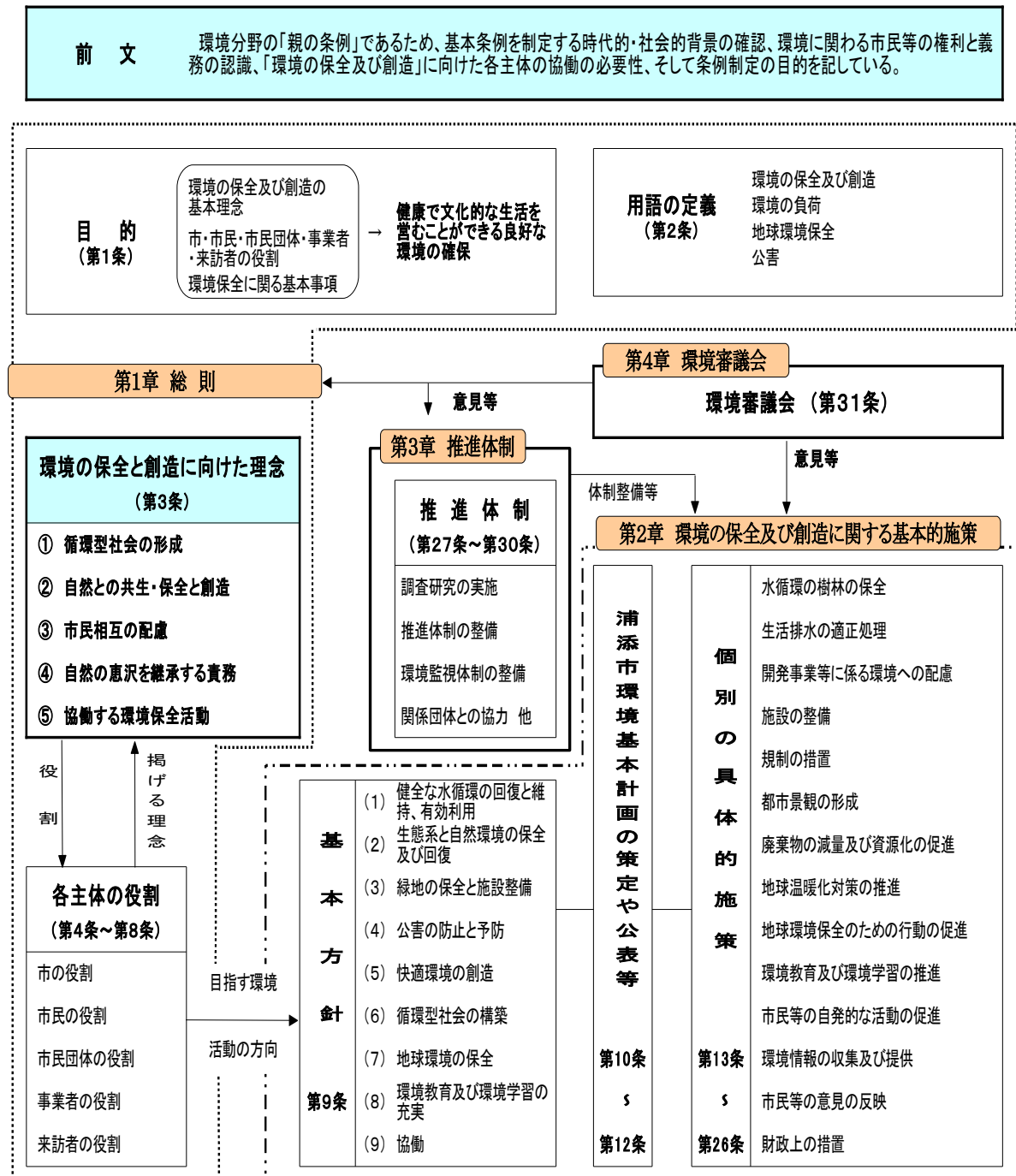
□浦添市環境基本条例の性格

浦添市環境基本条例は、環境基本法や教育基本法と同様にそれぞれ環境や教育に関する基本を定めた法律と性格を同じくしており、本市における環境施策に関する基本的な方向性を定めています。また、本基本条例は、環境行政分野において「親の条例」として上位に置かれると同時に、その他環境に影響を及ぼす条例や行政施策を指導・誘導する役割をもっています。

□浦添市環境基本条例の構成

本基本条例の全体構成は、以下のとおりです。

浦添市環境基本条例の構成



(前文)

私たちの住む「てだこの都市・浦添」は、^{まち}亜熱帯気候にある沖縄本島の南側に位置し、東シナ海に面する緩やかな傾斜にあつて、琉球王統発祥の地として自然と調和した政治・経済や歴史文化が栄えた地である。

しかし、先の大戦はこの地を壊滅的に破壊した。終戦後、米国統治の下に進められた基地建設は、農業主体の産業構造を変化させ土地利用の在り方に変化をもたらした。また、日本復帰後もこの産業構造の変化に連動した開発等が行われ、これらの環境の改変がさらに進められた。

一方、私たちの生活に根ざした経済活動は、大量生産・大量消費・大量廃棄社会を形成したことにより環境への負荷を増大させ、地域環境の阻害のみならず地球温暖化等をもたらし、生物種全体の生存を脅かす地球規模の環境問題を引き起こしている。

「てだこの都市・浦添」の環境そして地球環境は、先人達が残してきた貴重な財産である。私たちは、この良好な環境の恩恵を受ける権利を有するとともに、先人達と同様にこの貴重な財産を将来の世代に引き継いでいく責務がある。この認識の下、市、市民、市民団体、事業者及び来訪者がそれぞれの責務と役割を自覚し、協働して環境の保全及び創造に関する活動に取り組まなければならない。

ここに、私たちは地球市民として環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現を目指し、本市全体の環境に関する総合的かつ長期的な施策の基本となる条例を制定する。

【 趣 旨 】

この「前文」では、本基本条例を環境分野における「親の条例」と位置付ける中で、本市の環境政策の基本となる考え方を示しています。

その中で、私達には「良好な環境の恩恵を受ける権利」いわゆる「環境権」があることを宣言し、同時に「この貴重な財産を将来の世代に引き継いでいく責務がある。」と明示しています。

なお、本基本条例の制定にあたっては、市、市民、市民団体、事業者及び来訪者がそれぞれの役割と責務のもとに、環境への負荷の少ない社会を実現することを目指すことを決意表明しています。

【 説 明 】

□「環境権」について

環境権は、環境基本法第3条の基本理念において「環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであること」、「現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する」ことができるようにしなければならないことを規定しており、これにより環境権の趣旨は法的に位置づけられているものとされています。（平成6年版 環境庁企画庁政局企画調整課編著『環境基本法』より引用）

なお、この「環境権」は、現下において法律上の明確な根拠がなく、権利の内容や要件が明確でないことから「差し止め請求」の根拠とする権利とはなりません。

□地球市民

近年、地球的規模の環境問題が引き起こされている中で、私たちに地球的規模の大きな視点で活動の主体となることを喚起する「地球市民」という造語が登場し、今日汎用される言葉として示しました。

□環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会

環境基本法第4条に規定する環境保全活動の目指す社会像です。

□「^{まち}てだこの都市・浦添」

浦添市民憲章(昭和57年12月11日制定)の「わたくしたちは、古い歴史と新しい希望にみちた、てだこの都市(まち)・浦添の市民として、この憲章を定め誇りをもってその実践に務めます」から引用した表記です。

□亜熱帯気候にある沖縄本島

沖縄本島(沖縄島)は琉球列島にあり、黒潮が東側で琉球海溝に沿い、西側では与那国島から沖縄トラフに沿う形で北上しており、東西から暖流が包み込むような海流となっているため、一年を通して温暖な気候にあります。国の刊行物等に記載されている「沖縄県は、熱帯と温帯の間である亜熱帯気候に属する。」から引用して「亜熱帯気候」と表記しました。

□先の大戦による環境の破壊

第二次世界大戦(太平洋戦争)のことです。沖縄は国内唯一の地上戦の場となりました。アメリカ軍の上陸作戦に伴い「鉄の暴風」とも称される艦砲射撃等により、地形が変わるほどの激しさでほとんどが焼き尽くされました。

□米国統治下の環境変化と日本復帰後の環境の改変

戦後復興は、大戦後まもなくアメリカ軍による統治のための土地接収により基地建設といった環境整備から始まりました。戦後、琉球列島米国軍事政府が設立されましたが、長期統治のため「琉球列島米国民政府(United States Civil Administration of Ryukyu Islands: 「USCAR)」を設置し、陸・海・空の輸送に関わる社会基盤整備を主導しました。この統治を背景にした社会基盤整備は、農業を主とする沖縄の産業構造(経済活動)に変化をもたらし、サービス産業へのシフトもあった中、反米感情を生む摩擦(土地接収等を含む)を生み、市民権と生存権に関わる問題とともに基地の運営に伴う生活環境問題も生じさせていました。

復帰後においても産業構造の変化や開発等により環境変化は著しいものがあり、都市型の生活環境問題が増大傾向にあります。

□生活に根ざした経済活動

産業革命以降の機械工業化による経済活動は、社会構造の変革を生み大量生産による価格低廉化、購買意欲を支える経済活動の活性化によって大量消費され、それに伴い大量廃棄社会を形成しました。

【 参 考 】

日本国憲法(抜粋)

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

環境基本法(抜粋)

(環境の恵沢の享受と継承等)

第3条 環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであること及び生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っており人類の存続の基盤である限りある環境が、人間の活動による環境への負荷によって損なわれるおそれが生じていることにかんがみ、現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行わなければならない。

(環境への負荷の少ない持続発展が可能な社会の構築等)

第4条 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨とし、及び科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、行わなければならない。

国連環境開発会議(地球サミット:1992年、リオ・デ・ジャネイロ)

「環境と開発に関するリオ宣言」(抜粋)

第I原則

人類は、持続可能な開発への関心の中心にある。人類は、自然と調和しつつ健康で生産的な生活を送る資格を有する。

(環境省ホームページより)

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、市、市民、市民団体、事業者及び来訪者がそれぞれ果たすべき責務と役割を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本事項を定め推進することにより、現在及び将来の市民が自然と共生しながら健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保することを目的とする。

【趣旨】

本基本条例制定の目的を示しています。

「環境の保全及び創造」について基本的な考え方を定め、「環境の保全及び創造」する活動の主体となる「行政・市民・市民団体・事業者及び来訪者」それぞれの責務と役割を明らかにし、その具体的な活動の方向性・事柄などを定めることにより、現在、そして将来の市民が持つ健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保することを目的としています。

【説明】

□現在及び将来の市民

「良好な環境の確保」という概念は、「現在の市民」のみならず「将来の市民」へも配慮する考え方を示しています。「健康で文化的な生活を営む権利」という新しい権利とした「環境権」は、特定の者ではなく市民個々に平等にあるとしています。市民個々の環境とはいえ、生活を営む共通の環境下にあり、何人も他人の権利を侵すことなく相互に配慮する環境があるという考え方がおかれしますので、「環境の保全及び創造」する活動で目指す「良好な環境」は「将来の市民」に引き継がれることとなります。また、理念的にその権利は将来の市民にも存し、良好な環境は「現在の市民」が適切な配慮の下に継承しなければならないものとしています。

□自然との共生

人も生態系の一員であるとの認識に立って、取り巻く自然環境とバランスのとれた共生関係を目指したものです。自然環境から一方的に恵みを得るような「自然に寄生すること」ではなく、「自然との共生」という観念をもち、健全な意図をもって「環境の保全及び創造」に取り組む自然環境に配慮した活動の必要性を示しています。

共生は、国の環境基本計画の長期的な目標のひとつとして位置づけられています。

□健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境

現世代の市民は、将来世代に対して先人達が残してきた貴重な財産を引き継いでいく責務があります。さらに、将来世代へ「良好な環境」を引き継いでいくには、生物種全体の生存の保障も考慮しなければなりません。

将来世代へ引き継ぎ、生物種全体の生存を保障する「良好な環境」を目指すことが、すなわち、「健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境」という理想的な環境を目指すこととなります。

その理想的な環境の実現には、各主体が自主的にかつ協働して「環境の保全及び創造に関する活動」を行うことが不可欠となります。

(定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全及び創造 大気、水、樹林、土壌等からなる環境の保護及び整備を図ることにより、人を始めとする生物にとって良好な環境を維持し、及び形成することをいう。
- (2) 環境の負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (4) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

【趣旨】

この基本条例の中で重要な概念を示している用語を定義しています。なお、第2号、第3号及び第4号に掲げた用語及び内容は、環境基本法第2条の定義と同じです。

【説明】

□環境の保全及び創造

環境の範囲については、大気環境、水環境、土壌や地形・地質、その地に生息する動植物（生態系）やこれらが織りなす景観等を指し、市民が自然と触れ合い又は活動する場としています。

保全及び創造することについては、第1条で説明した「健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境」を形成していくことをいいます。

(基本理念)

第3条 この条例において、環境の保全及び創造は、地球市民として大きな視野に立ち、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。

- (1) 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の形成に向けた活動に取り組むこと。
- (2) 自然環境や生物多様性に配慮し、人と自然との共生を図ること。
- (3) 良好な環境の中で生活を営む権利を有することを認識し、及び互いに配慮すること。
- (4) 先人達が残してきた貴重な財産である良好な環境を次世代に継承すること。
- (5) 全ての者が、それぞれ果たすべき責務の下に公平な役割を有する自覚を持って協働して自主的かつ積極的に取り組むこと。

【趣旨】

今日の環境問題の解決に向けては、すべての人が共通の考え方をもって「環境の保全及び創造」を推進しなければなりません。

市、市民、市民団体、事業者、来訪者が共有すべき「環境の保全及び創造」の前提となる基本的な認識と、施策及び行動の基本原則、並びに目標を明らかにしたものです。

【説明】

□環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会

環境基本法第4条に定義しており、前文の【参考】に記載しております。

□生物多様性

バラエティに富む生物が複雑で多様な生態系をつくり、またその生態系自体も多くの種類があることを示す言葉です。生物は、地球上のあらゆる場面で、動物、植物、微生物といった異なる種類同士が捕食関係にとどまらない「持ちつ持たれつ」の微妙なバランスの上に生存しています。しかし、この「絶妙なバランス」の生物多様性が急速に失われていることが危惧されています。私たちの住む環境は人間だけのものではなく、人間以外の生き物との「共有財」であるという認識を持つことが必要です。

□良好な環境の中で生活を営む権利

第1条の「健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境」で説明しています。

□果たすべき責務の下に公平な役割を有する

本基本条例では、「市(行政)・市民・市民団体・事業者及び来訪者」を指し、責務と役割については第4条から第8条に示しています。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市域の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する施策を策定し、実施しなければならない。
- 2 市は、自ら行う施策の実施に当たって環境への負荷の低減に積極的に取り組まなければならない。
- 3 市は、環境の保全及び創造のための広域的な取組を必要とする施策においては、国、県その他の地方公共団体と協力して、積極的に推進しなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、市は、市民、市民団体、事業者及び来訪者と協働して、環境の保全及び創造に関する活動に取り組まなければならない。

【趣旨】

市の責務として、第3条の基本理念を念頭においた「環境の保全及び創造」について規定しています。

第1項：自然的社会的条件に応じた環境保全施策を策定し実施する。

第2項：市においても自ら一事業者として、率先して環境への負荷の低減する。

第3項：今日の環境問題は市域だけではなく、市域を超えた広域的な対応が必要であることから、国、県その他の地方公共団体との協力により取り組む。

第4項：市民、市民団体及び事業者と協働して環境保全活動を推進する。

本条は、市に対して「義務規定」として示しています。

【説明】

□市域の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する施策

地方公共団体の施策は、国が定める施策を基本としながらも、地域の自然環境や歴史文化環境、都市環境などに応じて策定し、実施されるべきと言えます。今日の環境問題が日常生活や経済活動などによって発生する環境への負荷によるものであることから、住民に最も密接な関係にある本市が、本市の環境の現状を十分に踏まえ、市民、市民団体、事業者及び来訪者との協働により環境保全施策に取り組み推進することが重要であると言えます。

□環境への負荷の低減

「環境の負荷」に関しては、第2条第2号で定義しております。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、住み良い生活環境を築くため、自らの行動によって、環境を損なうことのないよう互いに配慮するとともに、日常生活において、資源及びエネルギーの使用並びに廃棄物の排出等による環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、市、市民団体、事業者及び来訪者と協働して、環境の保全及び創造に関する活動に努めるものとする。

【趣旨】

市民は、第3条の基本理念を念頭において「環境の保全及び創造」の活動実践に努力するように規定しています。

市民が相互に「良好な環境」の確保に向けた配慮に努めるとともに、市民個々の日常生活においては資源やエネルギーの使用には「環境への負荷」に配慮し、自動車交通等による大気汚染、生活排水による水質汚濁、地球温暖化問題、廃棄物の排出などによる環境問題等の解決に向けた配慮に努めることを規定しています。

また、市・市民団体・事業者及び来訪者と公平な役割分担のなかで、「良好な環境」の確保に向け協力して活動するよう努めることを規定しています。

【説明】

□資源及びエネルギーの使用並びに廃棄物の排出等による環境への負荷の低減

人の活動により日常生活における直接的、間接的な環境の負荷の低減を言います。

具体的には、家庭から出るごみの量を減らすように努めること、生活排水による水質の汚濁を防止するために洗剤を適正に使用するように努めること、エネルギー効率の良い製品や再生資源を使用した製品など環境への負荷の少ない製品を購入するように努めることなどが考えられます。

(市民団体の責務)

第6条 市民団体は、基本理念にのっとり、市民の先導的な役割を担うべく市民が参画できる体制の整備、情報の提供及び活動機会の充実等を図り、環境の保全及び創造に関する活動を推進するものとする。

2 前項に定めるもののほか、市民団体は、市、市民、事業者及び来訪者と協働して、環境の保全及び創造に関する活動に努めるものとする。

【趣旨】

市民団体は、第3条の基本理念を念頭において「環境の保全及び創造」について努力するように規定しています。

市民が環境問題に取り組み、環境の保全を推進するためには、市民一人ひとりの取り組みが基本ですが、その取り組みを推進する上で、市民団体による働きかけや活動機会など、市民団体の果たす役割は非常に大きいといえます。そのため、市民団体には、多くの市民が参画できる体制の整備や環境に関する情報の提供並びに活動の一層の充実を図り、「環境の保全及び創造」に向けた活動を推進するように規定しています。

また、市・市民・事業者及び来訪者と公平な役割分担のなかで、「良好な環境」の確保に向け協力して活動するよう努めることを規定しています。

【説明】

□市民団体

環境の保全及び創造に係る活動を主目的に行うNPOや市民活動団体だけでなく、自治会、PTA、ボランティア団体など、非営利で公益的な活動を行う団体のことを指します。また、各種のサークル活動を行う団体や環境活動が主目的ではないが、環境活動を一部として行なう団体も含むものとします。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、自らの責任と負担において、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するための必要な措置を講ずるとともに、積極的に環境の保全及び創造に関する活動に取り組まなければならない。

2 事業者は、公害その他潤いある豊かな環境の保全及び創造に支障を及ぼす行為に係る紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たるものとする。

3 事業者は、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の発生抑制等により、環境への負荷を低減するものとする。

4 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、適正に循環的な利用が促進されるよう必要な措置を講じなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、事業者は、市、市民、市民団体及び来訪者と協働して、環境の保全及び創造に関する活動に努めるものとする。

【趣旨】

事業者は、第3条の基本理念を念頭において「環境の保全及び創造」について努力するように規定しています。「事業者の役割」として、公害防止等の従来の各種の個別規制法等による取り組みだけでなく、「良好な環境」の確保に向け環境の保全及び創造を推進する取り組みを規定しています。本条では、公害を防止するための必要な措置、「環境の保全及び創造」の取り組みへの支障の排除と紛争の解決に向けた積極的な活動、資源及びエネルギーの有効利用、廃棄物の排出抑制と循環利用などの取り組みに努めることとしています。また、市、市民、市民団体、来訪者と公平な役割分担の中で、「良好な環境」の確保に向け協力して活動するよう努めることを規定しています。

【説明】

□事業者

本基本条例では「事業者」を、環境基本法の考え方を踏襲し、ある一定の行為を継続的に行うことを業務とする者を指しています。そのため、事業者は必ずしも営利を目的として事業を営む者のみに限らず、公益事業を営む者も事業者であり、国、地方公共団体についても、事業を営む主体として捉えられる場合には事業者となります。

□自らの責任と負担において

公害防止は、各種の個別規制法により、原因者負担の原則が確立されており、環境基本法第37条にも規定されています。本条では、さらに事業者が自らの負担において積極的に取り組むことを求めています。

□公害を防止するための必要な措置

汚染物質等の処理のみならず、公害防止施設の設置、操業方法の改善、環境負荷の小さい燃料への改善など公害防止の上で必要な措置すべてを指します。

□適正に循環的な利用が促進されるよう必要な措置を講ずる

排出責任者が廃棄物を排出する際に分別すること、廃棄物を資源化又は適正処理することをさします。また、生産者が自ら生産する製品について、生産や使用の段階だけでなく、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について一定の責任を負うため、設計の工夫や材質成分の表示、生産者が引き取るなどの措置を講じることがあげられます。

(来訪者の責務)

第8条 来訪者は、環境の保全及び創造に関する活動に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力し、又は協働するものとする。

【趣旨】

来訪者は、第3条の基本理念を念頭において「環境の保全及び創造」について努力するように規定しています。

独自の歴史文化を背景とした観光や国際交流、活発な事業活動が展開されている本市は、来訪者が多く訪れています。この来訪者の滞在に伴って生ずる環境への負荷の集積も問題となります。この解決のために、来訪者一人ひとりの取り組みが必要として規定しています。

【説明】

□来訪者

観光旅行や帰省、業務等で一時的に本市に滞在する者を指します。

□来訪者への役割周知

観光旅行や帰省、業務等で一時的に本市に滞在する者へは、市、市民、市民団体及び事業者が役割の中で周知する機会を得るものと期待します。

(施策の策定等に係る基本方針)

第9条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、潤いある豊かな環境の保全及び創造に関する施策を策定し実施するものとする。

- (1) 健全な水循環の回復、維持及び有効利用
- (2) 生態系及び自然環境の保全及び回復
- (3) 緑地の保全及び施設整備
- (4) 公害の防止及び予防
- (5) 快適環境の創造
- (6) 循環型社会の構築
- (7) 地球環境保全
- (8) 環境教育及び環境学習の充実
- (9) 協働

【趣旨】

本条は、第3条に規定する基本理念を受け、環境の保全及び創造に関する施策が、自然環境の保全、公害の防止、歴史や文化を活かした都市空間の形成、環境教育、民間活動の推進など、広範で多岐にわたることから、施策策定等に際しては基本方針を明らかにして実施するとし、9つの方向性を示しています。

【説明】

□健全な水循環の回復、維持及び有効利用

健全な水循環の回復、維持のためには、山、川、海へと注がれるそれぞれの場面において対策を講ずる必要があります。本市の河川の汚濁には、市域にあるものと近隣自治体からの流入に起因する汚濁が認められるので、広域的な生活排水対策を推進する必要があります。

□生態系及び自然環境の保全及び回復

生き物の生息地は森林や草地、水辺や湿地、海辺など広範多岐にわたっており、これら個々の自然環境の集まりが、一つの大きな自然環境を作り上げているといえます。まず、これらの動植物の生育及び生息の状況を調査するとともに、それぞれの自然環境に対応した保全の施策を講じていく必要があります。

□緑地の保全及び施設整備

本市は市域の大半が市街地となっているため、まとまった緑地は見られず、パッチ状に分布する程度です。そのため、屋上緑化の推進やビオトープ(野生生物の生息空間をいう。)の設備及び公園の整備等、緑のある場所を広げる必要があります。

□公害の防止及び予防

公害の苦情件数は、近年増加傾向にあり、大気汚染、水質汚濁、悪臭などが主な項目となっています。規制措置の実施、監視指導の充実、関係機関との連絡調整、広域的な連携等の方法によって公害を防止・予防する必要があります。

□快適環境の創造

快適環境とはアメニティとも呼ばれ、空気や水、生き物も含めた自然と、住まい環境を含めた都市施設、歴史文化、都市機能などの利便性などが、私たちの生活と調和して快適さ(好ましい感覚)を感じる環境をさします。

快適環境の創造という具体的施策としては、良好な自然環境の保全と創造、街なみ景観の保全と整備、快適で利便性の高い道路及び歩道の整備、公園や緑地の整備、地域の環境美化の推進、歴史文化的遺産の保全、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた公共施設等の整備などがあげられます。

□循環型社会の構築

循環型社会の構築は、従来の大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済システムから、資源及びエネルギーを効率的に利用し、できる限りごみや環境への負荷となる物質を発生させず、やむを得ず排出されるごみは資源として再利用し、どうしても利用できないものは適正に処分するといった最適生産、最適消費、最小廃棄に変えていくことが重要です。

特に、市民にとって身近なごみの問題は、現行以上に分別を徹底するという再資源化への取り組みに加え、ごみを出さないライフスタイルの徹底を図る必要があります。

また、環境への負荷を少なくするための省資源と省エネルギーを推進するため、環境への負荷の少ない商品等の利用や自然エネルギーの有効活用を図っていく必要があります。

□地球環境保全

地域で実践できる地球環境保全の取り組み施策として、地球温暖化の防止、オゾン層の保護、酸性雨の防止、海洋汚染防止、森林の保護、野生生物の種の保護などがあげられます。

□環境教育及び環境学習の充実

市民や事業者が環境について正しく理解できるように学べる場を提供すると同時に、市民、市民団体、事業者及び来訪者が自主的に環境保全対策に取り組むことが必要です。そのため、地域や学校への出前講座、シンポジウムや自然観察会の開催、学習教材や広報誌による普及啓発活動などの充実を図る必要があります。

□協働

市、市民、市民団体、事業者及び来訪者が主体となって取り組む活動に対して、市が協力することを指したものです。市は、環境保全等の活動に取り組む市民と協働できる推進体制を整備する必要があります。

(環境基本計画)

第10条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。

2 環境基本計画は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項の規定による基本構想に即し、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標と施策の内容

(2) 市、市民、市民団体、事業者及び来訪者が環境の保全及び創造のために行動する上において配慮すべき指針(以下「環境行動指針」という。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、市民団体、事業者及び来訪者の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、浦添市環境審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

【趣旨】

本条は、環境の保全及び創造に関する基本的な計画として、環境基本計画を定めるべきことを規定したものです。

環境基本計画は、市民の意識や意向、地域の自然的及び社会的条件などを十分に踏まえた上で、環境の保全及び創造に関する基本的考え方、環境政策の理念や望ましい環境像を明らかにするとともに、浦添市の環境に関する施策や新たな展開を示すものです。

【説明】

□総合的かつ長期的

総合的とは、市の施策全体を有機的に連携させながら一貫性のある施策を推進するとともに、市民や事業者等の各主体の取り組みも含めて、全体として促していくことを示しています。

長期的とは、今日の環境問題を中長期的な観点から取り組む必要があることを踏まえ、長期的な観点に立って施策の方向性を示すべきことを定めたものです。

□環境行動指針

環境基本計画で定める目標の実現のため、市、市民、市民団体、事業者及び来訪者が日常生活や事業活動の中で環境の保全及び創造に関して配慮すべき事項を策定し、具体的な環境配慮行動を示すものです。具体的な例として次のようなことがあげられます。

《資源及びエネルギーの使用の際に配慮する事柄》

- 冷暖房の夏季・冬季設定温度に配慮する。
- 節電に配慮する。(待機電力、使用してない家電電力の off)
- マイカー使用に配慮する。(徒歩、自転車、大量輸送機関等への切替え)

《廃棄物の排出の際に配慮する事柄》

- 定められた「ごみの分別」を守る
- リターナブル(詰替え用)容器の率先使用
- マイバック持参のショッピング
- 食材、衣類、家具等の「もったいない運動」の推進

■ 生ごみの自家堆肥化など再資源化や布きん等への再使用への転換
《環境にやさしい行動について配慮する事柄》

- ポイ捨てをしない
- 野焼き(ごみ等の野外焼却)はしない
- エコマーク等の環境に配慮した物品の率先使用
- 洗剤使用量を減らす工夫(アクリルたわし使用等)

《計画・発注段階での配慮事項》

- 太陽光、太陽熱等の自然エネルギーの利用、高効率機器の採用など省エネルギーに努める。
- 再生資源を積極的に利用する。

《施設の維持管理における配慮事項》

- 冷房の温度 26～28℃、暖房の温度 20～22℃を目安に空調設備の適正運転を行う。
- 日常的に節電、節水を励行する。
- 分別廃棄を徹底し、ごみの再資源化を推進する。

□市、市民、市民団体、事業者及び来訪者の意見を反映させるための必要な措置

環境基本計画の素案策定の段階から、市民、市民団体、事業者及び来訪者の意見を広く聴取するための仕組みを指します。

□浦添市環境審議会

市長の諮問機関として環境審議会を設置しています。

環境基本計画の策定にあつては、審議会の意見を聞かなければならないこととしています。

□公表

すべての者が自主的かつ積極的に環境基本計画を推進するためには、計画の公表が必要となります。また、市(行政)として、すべての者の公平な役割分担を念頭においた開示(公表)は重要な役割の一つです。告示、関係者への印刷物の配布、市民用パンフレット、広報などで実施する事になります。

(環境基本計画との整合)

第11条 市長は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の計画の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

2 市は、環境基本計画の実施に当たっては、その効果的な推進及び総合的な調整を行うために必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、環境基本計画とその関連施策(行政の諸計画等)との関わりと、計画推進体制の整備に関する考え方を規定したものです。既にある市の施策及びこれから策定しようとする策定について、環境に影響を及ぼすと認められる施策については環境基本計画との整合を保ちながら、行政として配慮した事務・事業を行なうものと明示しています。

第2項では、市は、環境基本計画の施策が円滑かつ効果的に行われるよう各部署が横断的に調整することができるように必要な措置を講ずると明示しています。

【説明】

□環境に影響を及ぼすと認められる施策

キーワードとして、都市計画、土地利用、大規模開発、省エネルギー、交通施策、公害防止施策などがあげられます。

□効果的な推進と総合的な調整

環境基本計画の推進に際して、施策や事業の進捗状況の把握と評価、見直しなど、推進体制の構築や整備が必要とされます。また、市、市民、市民団体及び事業者等の各主体との連携・協働に向けた調整が必要となります。

(年次報告書の作成)

第12条 市長は、環境の状況及び環境の保全及び創造に関して講じた施策の結果を明らかにした報告書を作成し、これを公表するものとする。

【趣旨】

本条は、環境の状況や、「環境の保全及び創造」に関する施策の推進状況等を市民、市民団体、事業者及び来訪者に明らかにすることにより、これらの施策に対する理解と認識を深めるため、年次報告書を作成し公表することを明示したものです。

【説明】

□環境の保全及び創造に関する施策

本基本条例に規定する「環境の保全及び創造」に関する施策、そしてこれらを具体的に示した分野別の事業を指します。(第13条～第26条)

□報告書の作成と公表

年次報告書作成の時期と公表は、当初の作成時期は、環境基本計画の開始年度とし、以降は原則毎年度を予定します。公表は、年次報告書の取りまとめの関係から翌年度を基本とします。

内容は、講じた施策や事業等の進捗とその効果、状況変化に応じた対策、環境の状況変化などを想定しています。

(水循環に関わる樹林の保全)

第13条 市は、健全な水循環を回復し維持するためには、樹林の持つ水源のかん養機能及び水の浄化作用が重要であるとの認識の下、水源のかん養機能及び水の浄化能力を高めるべく樹林を保全するために必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

私達の生活圏における水の挙動を考える上で、樹林の持つ水源かん養機能は、人の生活や自然の営みに必要な水質と水量の確保、多様な生態系の維持、地下水の流動による地盤の支持など様々な役割を果たしています。また、樹林による水の浄化作用は、川、海を取り巻く水環境にも良い影響を与え、動植物の生育生息の場として重要な役割を果たしています。第9条の基本方針の下、健全な水循環を回復し維持するために樹林の持つ水源のかん養機能と水の浄化作用について必要な措置を講ずると示しています。

【説明】

□健全な水循環

本基本条例における「水循環」は、地球規模の水循環をさしますが、特に都市の土地利用の変化などに伴う上下水道等の水利用システムを含めて、人為的に作用可能な水循環の保全に触れています。

□樹林

本市にも京都議定書における「森林」の定義に基づくエリアは浦添大公園をはじめパッチ状に分布していますが、他の地域で使用されている広大な規模をイメージする「森林」ではないため、本市総合計画中に表記している「樹林」を引用しています。

【参考】(京都議定書における「森林」の定義)

木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹、もしくは木竹の集団的な生育に供される0.3ヘクタール以上の土地。ただし主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹を除く。

- ・立木地 … 森林のうち樹冠疎密度0.3以上の林分(幼樹林を含む。)
- ・無立竹地 … 森林のうち、立木地と竹林以外の林分
- ・竹林 … 立木地以外の森林のうち、竹(笹類を除く)が生立する林分

□水源のかん養機能

雨水が土壌に貯まり(保水・浸透)、地表水の流出量を調整することにより湧水の枯渇を防止し、流出量を穏やかにすることで洪水を緩和することをいいます。

□水の浄化作用

汚濁された地表水が土壌を通過・浸透する間にろ過されたり、樹木や植物がリン・窒素等の川の汚れの原因となるような化学物質を根から吸収することにより、水質を一定に調整し、良質化・安定化する機能です。

□必要な措置

樹林の環境保全や緑地整備の推進など人為的に手を加えることがあげられます。

(生活排水の適正処理)

第14条 市は、健全な水循環を回復し維持するため、公共下水道及びコミュニティ・プラントの事業を推進するとともに、浄化槽の普及促進を図り、生活排水の浄化に努めるものとする。

2 市は、生活排水による水質汚濁の防止に関する知識の普及及び啓発に努めるものとする。

【趣旨】

市は、第9条の施策の策定等に係る基本方針の下、生活排水による河川や海など(公共用水域)の水質汚濁防止について、施設整備等の事業推進や生活排水対策に関わる啓蒙・啓発などの必要な措置を講ずるよう努めると明示しています。

河川や海等への汚濁の供給は、一般家庭から流れ出る生活排水が主な原因となっています。本市の河川流域は、本市のみに限らず近隣自治体にも及ぶことから、広域的な取り組みが必要です。

また、汚濁の主原因が一般家庭の排水にあることから、市民一人ひとりが生活排水による水質汚濁の防止に向けて率先して取り組むことが必要です。

【説明】

□コミュニティ・プラント

市町村が一般廃棄物処理計画に基づき、地域「し尿」処理施設として設置、管理する「し尿」と生活雑排水を合わせて処理するための小規模な污水处理施設のことをいいます。

□知識の普及及び啓発

生活排水による水質汚濁の防止には関連施設の整備も大切ですが、市民一人ひとりが汚濁物質を排出しない取り組みが重要であり、より水質汚濁の防止効果も大きいと言えます。そのため、洗剤使用量の削減や、廃液の回収、お風呂の残り湯の有効利用など、家庭でできる取り組みを市民に広く啓発する必要があります。

なお、市では、生活排水対策推進計画を平成11年3月に策定しています。

(開発事業等に係る環境への配慮)

第15条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者の策定する計画が、環境に適正に配慮されたものとなるよう必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

市は、開発事業等を行う事業者に対して、事業の計画段階から「より良い環境を確保」するための方策を盛り込むよう行政指導等を実施することを明示したものです。

【説明】

□土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業

環境影響評価法等において対象とされる事業のことを指します。また「これらに類する事業」とは、例えば工作物の改築、改良等が該当します。

なお、環境影響評価とは、環境アセスメントとも呼ばれており、大規模開発等による環境への影響を事前に調査することによって、予測、評価を行う手続きのことを言います。

□環境に適正に配慮

より良い環境の確保に向けた「環境の保全及び創造」を推進する理念の下に、健全な環境保全意識を持って考慮することを指します。

□必要な措置

第11条の「環境基本計画との整合」を図るために、国や県の環境影響評価制度を利用しながら、開発事業者等に対して「環境の保全及び創造」を推進する観点から適切な指導を行うことです。

(施設の整備)

第16条 市は、公共下水道、廃棄物処理施設等の環境の保全に資する公共的施設の整備を推進するものとする。

2 市は、公園、緑地その他の自然環境の適正な整備並びに人と自然との豊かなふれあいの場の保全及び創造のための事業を推進するものとする。

【趣旨】

市は、公共下水道や廃棄物処理施設等、環境への負荷低減を図るための施設や、市民に潤いや安らぎをもたらす公園や緑地など、環境の保全及び創造に資する公共的施設の整備を推進することを明示しています。

【説明】

□廃棄物処理施設等

ごみ焼却施設、再資源化施設、し尿処理施設など環境への負荷低減を図る公共施設のことを指します。

(規制の措置)

第17条 市は、環境を保全するため、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

第1項では、市は、第2条の「公害」の定義にみるような「人の健康又は生活環境に係る被害が生ずる」ことに限らず、公害となり得るおそれのある行為及び自然環境の維持・保全に悪影響を及ぼすおそれのある行為に対して、その「おそれ」を排除するための指導・規制等を実施しなければならないことを明示しています。第2項では、第1項に記した規制等の措置を実施しなければならない事柄以外についても、環境を保全する上で支障となる行為やその状態にあるものに対して、指導・規制等を実施するように努めると明示しています。

【説明】

□環境の保全上の支障

第2条第2号の「環境の負荷」の定義で明記しており、規制等の市民の権利義務に直接係るような施策を講じる目安となる程度の環境の劣化が生じることをいい、概ね次の場合が想定されます。

①人の活動に伴って、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が劣化することによって公害その他の人の健康又は生活環境に被害が生ずること。

②開発行為等によって自然環境が劣化すること。又は、一定の緑地の確保が必要な場合等において必要な自然環境の整備がなされないことにより、広く公共のために確保されることが不可欠な自然の恵沢が確保されないこと。

第15条の「土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業」があげられますが、環境影響評価法等の対象となる行為等か否かにかかわらず、その行為等が環境を維持・保全しようとする施策の推進にあつて支障となる事柄を指します。

(都市景観の形成)

第18条 市は、快適環境の創造のために、歴史文化遺産の発掘、保存及び活用を通じて個性あふれる街なみを形成するとともに、自然環境と調和のとれた魅力ある景観の保全に努めるものとする。

【趣旨】

市は、自然環境と住環境を含めた都市施設、歴史文化及び都市機能などの利便性が私たちの生活と調和し、誰もが快適で好ましいと感じられる環境を創造するという視点に立って、本市の貴重な歴史文化遺産を発掘し、これを保存及び活用していくことにより浦添市の個性あふれる街なみを形づくり、自然環境と調和のとれた景観の形成と保全に努めることを明示しています。

【説明】

□快適環境の創造

第9条第5号に明記されており、第9条で説明しています。

(廃棄物の減量及び資源化の促進)

第19条 市は、循環型社会の構築を図るため、廃棄物の減量及び資源化が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理に当たっては、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

第1項では、市は、まずゴミの排出を抑える社会、ゴミが排出されても再利用・再使用等が適切に行われる社会、また排出ゴミが適正に処理・処分される社会を推進することで、天然資源が消費抑制され、環境への負荷が低減される「循環型社会」を構築していくために、排出ゴミを減量すること、そして再資源化が促進されるようなシステム構築や啓発等の施策を推進することを示しています。

第2項では、市は、公共施設の建設や、その後の維持管理に際しては、省資源や省エネルギーを念頭において施策を推進すること、同時に、ゴミの排出を抑制するシステム構築などの減量促進の施策を推進することを示しています。

【説明】

□資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置

第10条の環境基本計画における環境行動指針で具体的に考えていくことになり、第10条で説明しています。

(地球温暖化対策の推進)

第20条 市は、地球環境保全において、特に地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものとの認識の下、市民、市民団体、事業者及び来訪者と協働して地球温暖化対策に関する施策を推進するものとする。

2 前項の場合において、市は、自ら率先して温室効果ガスの排出の抑制に努めるものとする。

【趣旨】

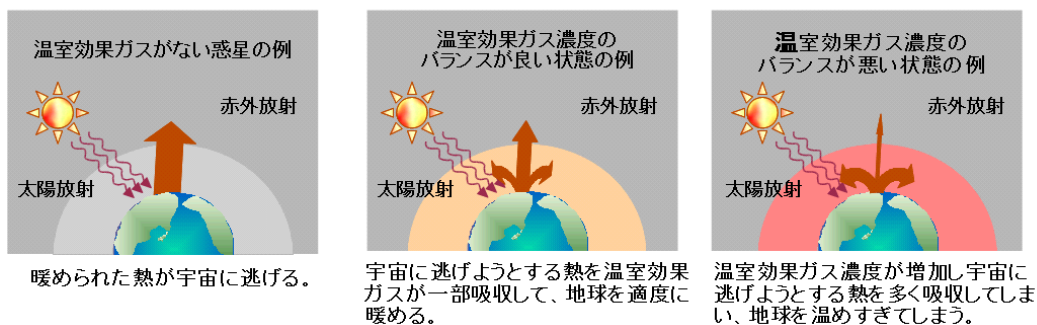
市は、地球温暖化問題は人を含む生物種全体の生存に関わる深刻な環境問題であるとの認識の下、地球温暖化防止対策の施策を推進することを示しています。第1項では、市は、各主体の協働の下、それぞれの役割に応じて浦添市域全体の地球温暖化対策実行計画を策定する予定です。第2項では、市も一事業者として率先して温室効果ガスの排出抑制に努めると示しており、市では浦添市温暖化対策実行計画を策定しています。

【説明】

□地球温暖化、温室効果ガス

温室効果ガスとは、大気中に「熱がこもる」役割を果たすガス成分のことで、地球温暖化対策推進法に規定され、京都議定書における温室効果ガスの対象である6ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び六ふっ化硫黄)を指します。

温室効果ガスの大気中濃度の違いによる気温への影響(モデル図)



地球温暖化は、地球に備わっている「太陽から地球に降りそそぐ太陽の光」と「地球から宇宙へ逃げる赤外線放射」のバランスが変わり「熱がこもる」ことで起こる現象です。太陽光と地表面、そして大気中の温室効果ガスで作られるバランスで決まります。太陽から降りそそぐ光が地表面に吸収され、熱となって地表を暖めます。地表からは暖められた温度に応じて赤外線として放射、すなわち熱を宇宙に向けて放出することで冷えていきますが、その赤外放射の一部は温室効果を持つガスが吸収し、再度そのガス自体から赤外線放射が繰り返されます。このようなメカニズムにより、地球の平均気温は約 15℃ に一定に保たれています(下図参照)。この温室効果ガス濃度が高まることにより、地表面の熱が赤外放射として大気圏外(宇宙)へ放出する相対量が小さくなり「地球温暖化」を進行させます。

□浦添市地球温暖化対策実行計画

市が事業者として自ら行う温暖化対策をまとめた実行計画として、平成 22 年に策定しました。設備機器等の更新・導入等のハード対策や省エネルギー行動の実践等によるソフト対策により平成 25 年度までに温室効果ガスを 7.5%削減(平成 19 年度排出量を基準)することを目標に決めました。【参考 URL】 <http://www.city.urasoe.lg.jp/article.php/s20100421110954759>

(地球環境保全のための行動の促進)

第21条 市は、市民、市民団体、事業者及び来訪者との協働により、それぞれの役割に応じて地球環境保全に資する環境行動指針を定め、その普及に努めるとともに、環境行動指針に従い地球環境保全に向けた行動を促進するよう必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

今日の環境問題は、地球温暖化問題に限らず、オゾン層破壊、森林伐採、海洋汚染などといった地球規模の環境悪化が危惧され、すべての生物種の生存を脅かすほどの重大な問題です。このような環境問題は、私達の日常生活や事業活動に根ざした活動に起因しており、地域的な環境負荷の集積の結果でもあります。したがって、地球環境問題の解決に向けては、すべての者が個々の分野で努力を積み重ねることにより達成できるという認識を持たなければなりません。

本条では、市は、市民、市民団体、事業者及び来訪者の協働の下で地球環境保全のための行動指針を定め、その普及に努めるとともに、その活動を促進するように諸施策を推進することを示しています。

【説明】

□地球環境保全

地球環境保全の対象となる事象には、次のような事項があげられています。

- ア 地球温暖化
- イ オゾン層の破壊
- ウ 酸性雨
- エ 森林(特に熱帯林)の減少
- オ 野生生物の種の減少
- カ 砂漠化
- キ 海洋汚染
- ク 有害廃棄物の越境移動に伴う環境汚染
- ケ 開発途上国の公害問題

□国際的な取組み(アジェンダ21)

1992(平成4)年にリオ・デ・ジャネイロ(ブラジル)で開催された地球サミットで、「大量生産・大量消費・大量廃棄社会」から「持続可能な発展が可能な社会」に転換すべきことが宣言され、それを実現するための行動計画「アジェンダ21」が策定されました。アジェンダ(agenda)とは「取り組むべき課題」という意味であり、「21世紀に取り組むべき課題」と訳されます。

この中で、地方公共団体、地域住民、民間企業、NGOなど様々な主体の参加が重要であると、地方公共団体には地域にとって目標となる行動計画の策定を求めています。この地域ごとの行動計画は「ローカルアジェンダ21」と呼びます。

具体的に沖縄県版の行動計画として、平成13年5月22日に「みんなでつくる清ら島—おきなわアジェンダ21—」が策定されました。

(環境教育及び環境学習の推進)

第22条 市は、環境教育及び環境学習の充実を図るため、次に掲げる事項を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) 学校教育における環境教育の推進のための施策
 - (2) 環境の保全及び創造に関する生涯学習の支援のための施策
 - (3) 環境の保全及び創造に関する広報啓発活動
 - (4) その他環境教育及び環境学習の推進のための必要な施策
- 2 市民及び市民団体は、環境の保全及び創造のために環境教育及び環境学習が重要な役割を果たすことを認識し、環境に配慮した活動を自ら実践できるよう環境教育及び環境学習に主体的に取り組むものとする。
- 3 事業者は、環境の保全及び創造のために環境教育及び環境学習が重要な役割を果たすことを認識し、環境教育及び環境学習を通じて事業所の従業員の環境への意識を高めるよう努めるものとする。

【趣旨】

環境教育及び環境学習の充実については第9条の基本方針で示していますが、本条でより具体的に環境教育及び環境学習の推進について示しています。

なお、環境教育を推進するための法律として「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(環境保全活動・環境教育推進法)」が制定されています。

第1項では、市は、環境教育及び環境学習の充実を図るための施策について一貫性のある施策を推進するとともに、長期的な観点に立って施策を推進するとしています。環境教育及び環境学習は、それぞれの年齢に応じて様々な場面で行われる事が望ましいことから、学校教育における推進、生涯学習支援、広報啓発活動等について、分野別に進めるとしています。

第2項では、環境問題解決に向けては、すべての者が個々の分野で努力する必要がある、市民及び市民団体が担う役割は重要になります。市民及び市民団体が、環境に配慮した活動を自ら実践するためには適切な環境教育及び環境学習が重要となりますので、それぞれが主体的に環境教育及び環境学習を企画実践あるいは受講するよう規定しています。

第3項では、前項同様に、事業者は、事業所における環境教育及び環境学習の重要性を認識し、従業員に環境教育・環境学習の機会を設けることにより環境の保全に関わる認識を高めるよう規定しています。近年はCSR(企業の社会的責任)の考え方から、企業の社会貢献の一つとして学校や地域社会へ環境教育を実施する事例が増えています。

【説明】

□環境教育及び環境学習

「環境教育」と「環境学習」を併記しているのは、環境人材育成する上でどちらも必要となるためであり、「環境学習」は環境について学ぶことで、「環境教育」は環境に関する知識を普及させていくこととなります。

例えば市の場合は、人材育成の機会の提供という「教育」の役割を担い、対する市民は参加者として「学習」という立場に置かれます。一方、市民が自発的な環境活動のひとつとして環境学習講座を開いた場合、このとき市民は、他の市民の「学習」機会の提供として「教育」の立場に立ちます。

環境教育は実践的な問題解決志向型の生涯学習のプロセスであり、ここでは知識よりも態度や技能が大切になります。「聞いたことは忘れる」「見たことは、覚える」「やったことは、理解できる」「見つけたことは、実践できる」といった、学習者の身体的、感情的、思考的な作業を基本とする参加型学習として重要視されています。

□学校教育における環境教育の推進のための施策

学校教育における環境教育の充実を図るため、環境教育推進法第9条により、国及び地方公共団体は学校教育等における環境教育に係る支援等に必要な措置を講ずることが定められています。

□環境の保全及び創造に関する生涯学習の支援のための施策

同じく環境教育推進法第9条により、国及び地方公共団体は学校教育に加えて生涯学習における環境教育を推進するよう定められています。

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律
平成 15 年法律第 103 号

最終改正：平成 23 年 6 月 15 日法律第 67 号

(学校教育等における環境教育に係る支援等)

第九条 国、都道府県及び市町村は、国民が、幼児期からその発達段階に応じ、あらゆる機会を通じて環境の保全についての理解と関心を深めることができるよう、学校教育及び社会教育における環境教育の推進に必要な施策を講ずるものとする。施策を講ずるものとする。

2 国は、環境と人との関わりが総合的に理解できるよう、学校教育において各教科その他の教育活動を通じて発達段階に応じた体系的な環境教育を行うことを促進するため、環境の保全に関する体験学習等の学校教育における環境教育の充実のための措置、教育職員の研修の内容の充実その他の環境教育に係る教育職員の資質の向上のための措置、参考となる資料等の情報の提供、教材の開発その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 国は、環境教育の教材として活用するとともに、環境への負荷を低減するため、校舎、運動場等の学校施設その他の施設の整備の際に適切な配慮を促進するとともに、当該施設を活用し、教育を通じた環境保全活動を促進するよう必要な措置を講ずるものとする。

4 都道府県及び市町村は、前2項に規定する国の施策に準じて、学校教育及び社会教育における環境教育の促進に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

5 国は、都道府県及び市町村に対し、第1項に規定する施策及び前項に規定する措置に関し必要な助言その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

6 国は、前項の措置を講ずるに当たっては、都道府県及び市町村に対し、第17条の規定による情報の提供(第11条第7項に規定する登録人材認定等事業に関する情報の提供を含む。)その他の環境教育の推進に資する情報の提供等により、学校教育及び社会教育における環境教育の実施の際に、環境の保全に関する知識、経験等を有する人材等が広く活用されることとなるよう、適切な配慮をするものとする。

7 国、都道府県及び市町村は、環境教育の内容及び方法についての調査研究を行い、その結果に応じて、これらの改善に努めるものとする。

(自発的な活動の促進)

第23条 市は、市民、市民団体、事業者及び来訪者の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう指導、助言、助成その他必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

良好な環境の恩恵を受ける権利を守っていくためには、すべての者がその権利について相互に尊重しあわなければなりません。また、良好な環境に限りがあるという認識に立てば、良好な環境の保全と継承は、各主体の自主的・積極的な努力が不可欠です。こうした努力が活動として広がり、環境問題の解決と良好な環境が確保されることで、ひいては浦添市のまちづくり全体につながることを期待されます。

市は、第3条「基本理念」で示された市民、市民団体、事業者及び来訪者の各主体が、それぞれ果たすべき責務の下に公平な役割を有する自覚を持つ活動や、各主体が協働する活動が促進されるように「指導、助言、助成など」の必要な施策を推進するものと規定しています。

【説明】

□環境の保全及び創造に関する活動

市民、市民団体、事業者及び来訪者の各主体が自発的に行う活動で、資源回収や地域清掃、緑化活動、環境学習、啓発活動などの活動を示します。この活動は、市民や事業者が参加して組織する団体(自治会、PTA、業界団体等)も含まれており、開催されることも多くなっています。

□指導、助言、助成その他必要な措置

環境活動に対する支援は、日常生活や事業活動の中で自発的な活動が始まる「きっかけ」に対する支援、活動が継続されるような支援、広がっていく活動への支援、他の団体との連携が必要になったときへの支援など、環境活動の進展段階ごとに求められ、また必要になるものと考えます。

指導及び助言とは、市民団体が行う活動への専門家による技術的アドバイスから運営方法のアドバイス等まで含みます。助成は金品等の支援を指し、清掃活動用ゴミ袋の配布、環境NPOなど市民団体への活動費の助成等を指します。助成に関しては市の財政的な措置を考慮しており、第26条に明記しています。

(環境情報の収集及び提供)

第24条 市は、環境の状況及び環境の保全及び創造に役立つ情報の収集に努めるとともに、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、第22条に定める環境教育及び環境学習の推進並びに前条に規定する市民、市民団体、事業者及び来訪者の自発的な活動の促進に必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

【趣旨】

環境に関する情報(環境情報)は、身近に起こる事象や広域的な事象など多岐にわたります。市は、市民・市民団体・事業者及び来訪者に対して、環境の状況及び環境の保全及び創造に役立つ情報として年次報告書(第12条)等を提供していくほか、環境教育及び環境学習の推進(第22条)や自発的な活動の促進(第23条)を実施していくための情報を提供することを示しています。

【説明】

□環境情報

大気汚染や水質汚濁等の環境の情報、自然環境の現況や環境基準達成状況などの情報、環境美化やリサイクルなどに関する情報、事例の紹介、環境保全活動団体や各種行事に関する情報など、市民が必要とする情報を指します。

□個人及び法人の権利利益の保護に配慮

環境情報を収集・提供する際には、個人情報保護に留意するとともに、法人等の事業者が有する経営上又は技術上の権益に支障が生じないよう配慮する必要があります。

□適切に提供

豊かで快適な環境の保全及び創造に向けた活動を促すために、市は、市民等が求める環境に関する最新の情報収集と体系的な整理に努め、これを遅滞なく市民に提供する必要があります。情報の提供に当たっては、市の広報誌やホームページ等の様々な伝達手段を利用して、より効果的にかつ的確に情報提供できるよう、情報の媒体や伝達方法にも配慮する必要があります。

(意見の反映)

第25条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、市民、市民団体、事業者及び来訪者の意見を反映するよう努めるものとする。

【趣旨】

より良い環境を確保するためには、市、市民、市民団体、事業者及び来訪者等の各主体が果たすべき責務の下に公平な役割を認識しつつ環境保全活動が推進される社会が求められます。その観点から、市民、市民団体、事業者及び来訪者に環境保全活動への参加や協働を求め、市の施策への理解と協力を求めるには、各主体の意見を拝聴し市の施策に反映させることが重要であり、効果的かつ円滑な環境保全施策の推進に欠くことができないと考えています。

市は、市民参画の制度的な保証として、双方向に意見を聴く場の設置を含め市民、市民団体及び事業者の意見を反映するようにと規定したものです。

意見を聞く場の設置とは、従来ある市民参画の機会を含め、市長への提言、市民アンケート、住民懇談会、環境保全ワークショップおよびインターネットなど通信手段を用いた意見拝聴のあり方を想定しています。

(財政上の措置)

第26条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

【趣旨】

市は、第3条に掲げた基本理念の実現を目指して継続的に環境保全施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずることを規定しています。

(推進体制の整備)

第27条 市は、市民、市民団体、事業者及び来訪者と協働し、環境の保全及び創造に関する施策を積極的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

【趣旨】

市は、市民、市民団体、事業者及び来訪者と協働して環境保全活動の推進の体制整備を図ると規定したものです。推進体制については施策ごとに様々な方法が考えられるため、具体的な体制については明記していません。個別の条例、規則及び要綱等で規定することになります。

【説明】

□市民、市民団体、事業者及び来訪者と協働し、

市が整備する推進体制は、市、市民、市民団体、事業者及び来訪者等の各主体が果たすべき責務の下に公平な役割を認識しつつ環境保全活動が推進される社会を認識し、意見等を拝聴しながら市民、市民団体、事業者及び来訪者の各主体と協働して体制整備する考えを示しています。

(環境監視体制の整備)

第28条 市は、環境の状況を的確に把握し、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定及び検査等の体制を整備するものとする。

【趣旨】

環境の保全及び創造に関する施策の実施に当たっては、環境の状況を的確に把握することが前提となります。したがって、施策の適正な実施を担保するには、監視、測定及び検査等の充実を図る必要があります。

本条ではそのような観点から、市は、環境の現況を的確に把握するために必要となる監視体制、測定及び検査体制等の実施手法を整備すると規定したものです。

【説明】

□監視

将来的に何らかの取り組みが続くあるいは必要になることを前提として継続的に環境の実態、施策の実施状況等を把握することです。

□測定

有害物質の濃度等、事物の状態を表す量を測り把握することです。

□検査

事物が特定の基準・規定に適合しているか否かを調べることです。

(調査及び研究の実施)

第29条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に推進するため、情報の収集に努めるとともに、調査及び研究の実施その他必要な措置を講じるものとする。

【趣旨】

前条と同様に、環境の保全及び創造に関する施策の実施に当たっては、環境対策として先進的な取り組みや効果的な対策等の情報を集めることや調査や研究等は欠かせないとの認識にたち、市は必要な事務を推進することを示しています。

【説明】

□その他必要な措置

市単独で調査・研究等が難しい場合などは、国や県への調査要請、外部委託等の措置を講じます。

(関係団体との協力等)

第30条 市は、環境の保全及び創造のため、国、県その他の地方公共団体及び民間の関係団体(以下「国等という。’)と連携を行う必要のある施策を実施するときは、積極的に推進するものとする。

2 市は、環境の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、国等に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

【趣旨】

より良い環境の確保に向けては、環境問題の解決に向けた取り組みが必要であり、地域における環境負荷の集積を抑止する、あるいはその拡大を抑止することが重要です。そのために必要となる広域対策など関係団体と連携する必要のある施策については、市は積極的に取り組むことを示しています。

視点を变えて、市におかれる権限や責務の下の施策推進では「より良い環境の確保」に向けた取り組みができない場合、あるいは国等の責にある環境の保全上の支障を排除する場合など、市は必要に応じてこれらの解決に向けた取り組みを実施するよう関係団体に要請することを規定しています。

【説明】

□国等と連携を行う必要のある施策

今日の環境問題は、空間的には地域を越えて地球規模にまで広がりを持っています。そのため地球温暖化問題、公害問題等の解決に向けた施策推進など「より良い環境の確保」の取り組みに際して、自然的社会的条件に応じた施策を推進する立場にある自治体個々の取り組みでは限りがあります。

「国等と連携を行う必要のある施策」とは、共通した理念の下に地球市民という大きな視野をもって「より良い環境を確保」する取り組みとして連携する施策であり、ここでは、国等と協力し、施策推進することで達成可能な環境の保全上の支障を排除することをいいます。

(環境審議会の役割)

第31条 浦添市附属機関設置に関する条例(昭和47年条例第4号)第2条別表に規定する浦添市環境審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 環境基本計画に関する事項
- (2) その他環境の保全及び創造に関する重要事項

【趣旨】

環境問題への対応には、多方面にわたる専門的知識が必要であり、また、広い視野に立った多角的な面からの判断が求められます。このため、広く市民や学識経験者等に意見を求めることが必要とされますので、市長の諮問機関として環境審議会を設置するものです。本条では、浦添市附属機関設置に関する条例に規定された「浦添市環境審議会」が担う本条例における役割について規定したものです。

【説明】

□浦添市環境審議会

環境審議会の組織及び運営等に関する詳細規定は「浦添市環境審議会規則」により定められています。

(委任)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【趣旨】

本条は、この条例の施行に際して必要となる事項について定めることを規定しています。(浦添市環境審議会規則等)

(附則)

この条例は、公布の日から施行する。

【趣旨】

本条の施行期日について規定しています。